

- 労働金庫法施行規則第九十七条第二項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大金融監督省告示第五号）

改 正 案

現 行

労働金庫及び労働金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号）第十二条の算式における自己資本の額とする。

労働金庫及び労働金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号））。以下「自己資本比率告示」という。）第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。